



## こんなパパ・ママに 「あつたらイイな」を

- ◆保護者がともに就労中
- ◆保護者が求職活動中
- ◆災害復旧等
- ◆保護者の疾病・障害
- ◆保護者が就学中
- ◆介護を必要とする親族有り
- ◆母親の妊娠・出産

# 那古・北条幼稚園長時間預かり保育 「なかよし保育」のご案内

那古・北条幼稚園に在籍している4・5歳児対象

### もくじ

#### 必要な書類は？

1. 子育てのための施設等利用給付認定  
(2号)に必要な書類 ······ P1

#### いつまで受けできるの？

2. 令和6年度預かり保育利用申請受付  
について ······ P2

3. 利用定員について ······ P2

4. 利用決定について ······ P2

#### 利用時間、料金は？

5. 保育料および利用時間について ······ P3

6. 実施しない日について ······ P3

7. おやつ代について ······ P3

#### もう少し詳しく知りたい

8. 利用許可の取り消しについて ······ P4

9. その他 ······ P4

「なかよし保育」の  
「アレ」が知りたい時は

◀ ココ！



長時間預かり保育は、保育料無償化の対象です。保育料無償化の対象となるためには、館山市から「子育てのための施設等利用給付認定(2号)」を受ける必要があります。(※認定には保育の必要性を証明する書類(P1参照)が必要です。)

給付認定の審査後、施設等利用給付認定通知書を発行します。なお、給付認定を受けた場合であっても、申込み内容が事実と異なる場合や就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、給付認定の取消、又は変更となることがあります。

### 問合せ先

館山市教育委員会 こども課 ☎0470-22-3496

## 1. 子育てのための施設等利用給付認定（2号）に必要な書類

- ① 給付認定申請書・変更申請書（兼現況届）
- ② 給付認定にあたっての確認表（同意書）
- ③ 保育の必要性を証明する書類（※父母及び70歳未満の同居者全員分（詳細は下の表））

保護者の状況	入所できる期間	保育の必要性を証明する書類
月64時間以上の就労	就労が続いている間	就労証明書
下の子の出産前後	出産月とその前後2か月	母子手帳
疾病・負傷・障害	療養を必要としなくなるまで	<ul style="list-style-type: none"><li>・申立書（病気療養・介護・看護用）</li><li>・診断書（症状・保育できない期間の記載があること）</li><li>・障害者、療育手帳（写）、介護保険証（写）のいずれか</li></ul>
介護・看護・付添	介護等を必要としなくなるまで	
災害復旧	必要な期間	罹災証明書
求職活動	90日間	求職活動申立書
就学	卒業（修了）予定月の末日まで	<ul style="list-style-type: none"><li>・入学許可証または在学証明書</li><li>・時間割表</li></ul>
その他	必要な期間	



### Check!

- ◆保護者以外の同居者については上記の状況に該当しない場合でも認定は可能です。
- ◆各種用紙については、幼稚園または、館山市こども課にて配布します。令和6年度申請書類については、令和5年10月5日（木）より配布します。  
(館山市ホームページからもダウンロードが可能です)
- ◆状況に応じて別途必要書類を提出していただく場合がございます。
- ◆預かり保育を利用している児童の保護者が育児休業取得をする場合、2号認定から1号認定へ変更が必要です。
- ◆出産後の翌月から数えて6か月以内に育休復帰の予定があり、かつ保護者が希望するときには、特例として引き続き預かり保育を継続することができます（有料）。ただし、定員に空きがある場合のみ、有料で利用できます。
- ◆育児休業中利用しない場合は、欠席届の提出があれば利用を中断できます。（6ヶ月以内に育休復帰の予定で利用再開する場合に限ります。）
- ◆弟妹が保育所（こども園）に通っている場合は市役所こども課までご相談ください。
- ◆保育を必要とする事由に変更があると認定区分が変更となる場合があります。ご家庭の状況に変更があった際には必ず市役所こども課にて手続きをお願いします。

## 2. 令和6年度 預かり保育利用申請受付について

**必要書類** 預かり保育利用申請書および、給付認定に必要な書類(1ページ参照)

◆幼稚園または、市役所こども課にて配付します。市ホームページからもダウンロードが可能です。)

### 一次募集の申請受付

●新入園の子ども（年少児・転園の方）

入園願書受付時に**幼稚園**へ提出してください。

●在園児の子ども

10月31日(火)までに**幼稚園**へ提出してください。

◆以降は、幼稚園（平日 15：00～16：30）、または館山市役所こども課（平日 8：30～17：00）で 11月 15 日（水）まで受付致します。

◆ご提出の際は、ご家庭の状況を説明できる方がお越しください。

◆月単位での申請となります（夏・冬・春休みのみの利用の場合も受付期間中に申請してください。）

◆保育の必要性を証明する書類（就労証明など）の提出がない場合（1号認定）は有料となります。

◆期限までに提出がない場合、1次審査の対象となりませんのでご了承ください。

### 年度途中の利用について

◆利用希望月の前月 15 日が申請締切りとなります。

◆育休復帰する場合に限り 2 ヶ月前に審査します。（利用希望月の前々月 15 日まで申請してください。）

## 3. 利用定員について

◆那古幼稚園：年少・年長で合計 25 名まで

◆北条幼稚園：年少 30 名、年長 30 名まで（希望者が超過した場合は、利用調整いたします）

※北条幼稚園は、令和 7 年 4 月 1 日から社会福祉法人太陽会が運営する公私連携幼保連携型認定こども園になるため、令和 6 年度預かり保育の年少の利用定員を 30 名とします。

## 4. 利用決定について

◆締め切りまでに申込みされたお子さんについて、こども課で利用調整（選考）を行います。

◆保育が必要な理由やご家庭の状況などを考慮して総合的に判断し、利用決定を行います。

- ◆利用が決定しましたら、※12月上旬までに保護者宛てに通知します。（空きがない場合や定員を上回り、利用調整の結果利用できないような場合は、利用保留の旨を通知します。）
- ◆年度途中の利用については、審査月の25日前後に通知します。
- ◆利用保留の場合は、欠員などで利用ができるようになった時点で、こども課から連絡します。

## 5. 保育料および利用時間について

- ◆利用時間および保育料については下記のとおりです。
- ◆幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性のあるご家庭（2号認定）については、幼稚園における預かり保育も無償となります。保育の必要性を証明する書類（1ページ参照）の提出がないご家庭（1号認定）に限り下記の保育料を徴収します。
- ◆有料の場合、お支払は納入通知書により指定の金融機関にてお支払いただきます。
- ◆保育料は月額による徴収となり、日割り計算や時間による保育料の調整は行いません。
- ◆生活保護を受給している世帯は無料となりますので、こども課もしくは園に申し出てください。

利用区分	利用時間	預かり保育料の額	
		2号認定	1号認定
8月以外	午前7時30分から午前9時00分まで ※春休み、冬休み、7月中の夏休み期間は午後2時まで利用できます。	無償	月額 2,000円
	午後2時00分から午後6時00分まで ※春休み、冬休み、7月中の夏休み期間は午前9時から利用できます。		月額 10,000円
8月	午前7時30分から午後6時00分まで		月額 16,000円

## 6. 実施しない日について

- ◆預かり保育を実施しない日は、土・日・祝日、年末年始の12月29日～1月3日
- ◆その他教育委員会が指定する日（例：感染症・自然災害等で休園となった場合）

## 7. おやつ代について

- ◆幼稚園での預かり保育無償化の制度では、おやつ等は、保護者の皆様にご負担いただくことを基本としています。園より集金袋を配布いたしますので、毎月1,000円（年少児4月分のみ日割り計算）を園にてお支払をお願いします。
- ◆集金日は毎月20日です。20日が休園日の場合は前日集金となります。

## 8. 利用許可の取り消しについて

- ◆次のいずれかに該当する場合は、預かり保育の利用許可を取り消します。
  - ①毎月の集金を2か月以上滞納した場合。(有料の場合)
  - ②預かり保育の利用時間を守らないとき。(※時間に遅れた場合は書面にて記入していただきます)
  - ③その他、預かり保育を実施することが困難である場合等、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

## 9. その他

- ◆新入園児は、4/1～入園式前後まで児童が施設に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間でのお預かりになります。他の園から転園した場合も「慣らし保育」があります。
- ◆幼稚園で給食のない日は、お弁当が必要です。
- ◆おやつの提供がありますので、アレルギーをお持ちの方は必ず申し出てください。
- ◆幼稚園では14時から15時までの間、無料預かり保育も実施しています。ただし、園の都合で実施しない日もあります。実施日については園だよりでお知らせいたします。

